



福島県国民健康保険運営方針の 中間見直しについて

福島県保健福祉部
国民健康保険課

令和 8 年 2 月 9 日

1 福島県国民健康保険運営方針の中間見直しについて

中間見直し作業の考え方

- 現行の福島県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）は、対象期間令和6年4月1日～令和12年3月31日（6年間）のうち、令和8年度は中間見直し作業年度に当たる。
- 運営方針の中間見直しは、令和8年12月に決定し、令和9年2月施行を目標としたい。
- 中間見直しに当たっては、県内市町村の合意が必要であることから、ワーキンググループ、方部別意見交換会及び文書による意見照会により、市町村の意見を反映させることとしたい。
- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）による改正後の国民健康保険法の施行（令和8年4月1日施行予定）に伴い、令和7年度に運営方針を改定する必要があるところ、運営方針の中間見直し作業とあわせて改定することとしたい。

作業実施計画（案）

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 令和8年1月29日 | 令和7年度第2回市町村国保主管課長会議 |
| 2月上旬 | 第3回福島県国民健康保険運営協議会 |
| 3月～7月 | 【中間見直し素案の作成】
市町村意見照会 |
| 8月 | 中間見直し素案の提示（市町村国保主管課長会議、運営協議会） |
| 9月～10月 | 【中間見直し成案の作成】
市町村意見照会（方部別意見交換会） |
| 10月 | 中間見直し成案の審議（市町村国保主管課長会議） |
| 11月 | パブリックコメント |
| 12月 | 中間見直し成案の審議（運営協議会） |
| 令和9年2月 | 運営方針の中間見直しを施行 |